

宇治市ワーケーション受入体制支援事業

宇治市におけるワーケーションの普及を目的に、宿泊施設等における受入体制の整備に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

[用語の説明]

ワーケーション：Work（仕事）と Vacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。
コワーキングスペース：様々な属性の労働者や学生が、机・椅子・ネットワーク設備などの実務環境を共有しながら仕事や交流を行う場所。

[補助対象事業者]

市内においてワーケーションの提供を行おうとする、宿泊施設やコワーキングスペース等を運営する事業者。

[補助対象経費]

ワーケーション環境に必要な設備改修や備品整備に要する経費。ただし、他の補助金を受けて行おうとする設備改修や備品整備は補助対象とはならない。

（整備例）

- ・電源増設や照明改修、部屋の仕切設置等の改修
- ・オフィス用の机、椅子及びパーテーション等の備品購入費
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る空気清浄機や CO2 濃度センサー等の備品購入費
- ・Wi-Fi 環境整備に係る初期費用

[補助率]

2分の1以内。ただし、補助金の額に千円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。

[補助上限額]

1 補助対象事業者に交付する補助金は 50 万円を限度とする。

[提出書類]

補助金交付申請時

- ・交付申請書
- ・収支予算書
- ・（設備改修の場合）改修する設備の現況写真及び設計図面等
- ・（備品整備の場合）整備する備品の概要がわかるカタログ等
- ・見積書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

交付決定後における事業計画変更時

- ・事業計画変更承認申請書

事業終了時

- ・終了報告書
- ・収支決算書
- ・改修、整備状況がわかる写真
- ・経費の支払を証する書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金交付請求時

- ・交付請求書